

# Tax Analysis

香港税務

Hong Kong

Davy Yun

Tax Partner

Tel: +852 2852 6538

Email: [dyun@deloitte.com.hk](mailto:dyun@deloitte.com.hk)

Karen Chow

Tax Director

Tel: +852 2852 5609

Email: [karchow@deloitte.com.hk](mailto:karchow@deloitte.com.hk)

## 香港の新会社条例 – 非課税合併の機会を拓く

2014年3月3日に発効となった香港の新会社条例 (Cap. 622) (以下「新条例」という) には、コーポレート・ガバナンスの強化、よりよい規制、ビジネスの円滑化、法自体の現代化を達成するための幅広い措置が盛り込まれている。円滑な事業再構築のための手法として、新条例では手続き上裁判所の関与が不要とされる新たな合併概念を導入した (以下「裁判所外合併」という)。従来の裁判所の許可を要する合併と比較して、グループ内合併をより簡単により低コストで行うことが可能となる。しかし、この裁判所外合併には香港 (そして外国) の税務上の取扱いに不明確な点がある。新条例における合併に関する税務上の取扱いの明確化や何らかの解釈指針の発行についての要求に対して、香港内国歳入庁 (Inland Revenue Department = IRD) はガイドラインや実務指針を出す予定はないことを示唆した。裁判所外合併における潜在的税務リスクは、納税者が合併とその他の手法 (例えば、事業及び資産の通常の譲渡) を比較考量する上で重要な要因・コストになる可能性がある。明確なガイドラインや内国歳入法 (Inland Revenue Ordinance = IRO) の改正がない限り、潜在的税務リスクが新条例で述べられている目的を事実上蔑ろにしてしまう恐れがある。本稿では潜在的な税務問題を概観し、望まざる税務上の取扱いが発生する可能性について考察する。

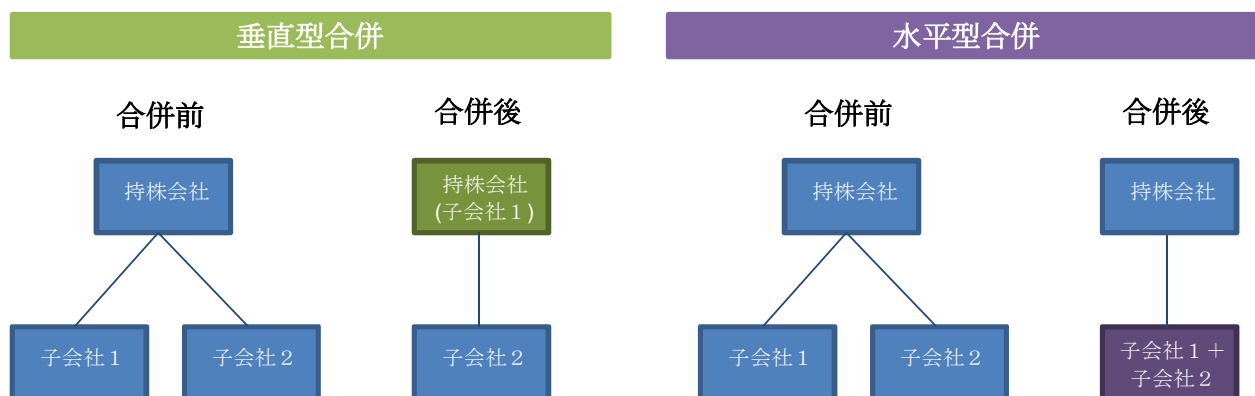
合併 (amalgamation) とは、二以上の会社の事業、資産及び負債が結合され、元の会社のいずれか一社あるいは新しく設立された会社に統合される法的手続きをいう。株主は新会社すなわち合併会社の株主となる。従来、合併は裁判所の許可を必要とする複雑で高コストな手続きを経ないと行うことが出来なかった。その結果、合併は事業再構築の手法としてはほとんど利用されることがなかった。他方、種々の税務上の問題が生じる可能性はあっても、事業・資産譲渡の方がよく行われていた。

### 裁判所外合併

新条例下における合併では、100%グループ内の合併を裁判所の関与なく行うことができる (但し、より複雑な合併は依然として裁判所の許可を要する)。裁判所外合併におけるすべての消滅会社は香港設立会社でなければならない。100%グループ内の株式会社 (companies limited by shares within the same group) でなければならない。被合併会社 (amalgamating company) は合併提案における対象会社を指す。合併手続きが完了し、一つに統合され継続する会社のことを合併会社 (amalgamated company) という。

裁判所外合併には垂直型と水平型の二種類がある。垂直型合併は持株会社とその一あるいは二以上の完全子会社との間の合併であり、水平型合併は同一の持株会社の傘下にある二以上の子会社間の合併である。垂直型合併では被合併子会社の株式は消却され、水平型合併では被合併子会社の株式は一社を除いてすべて消却される。

下図は垂直型合併と水平型合併を図示したものである。



少数株主の権利は問題とならないものの（裁判所外合併は 100%グループ内の会社間に限られるため）、新条例は債権者の権利保護のための手続きを定めている。主な手続きとしては、合併承認のための特別決議、各被合併会社の取締役による債務履行能力報告書、担保付き債権者に対する書面での同意通知、公告、五週間の債権者異議申立て期間などである。

### 裁判所外合併の法務上の意味合い

新条例の § 685(3)の規定により、合併の効力発生日には合併証明書に従って次の事象が生じる。

- 各被合併会社は合併後存続する合併会社とは別個のものとして消滅する。
- 合併会社は各被合併会社のすべての資産、権利、負債及び義務を引き継ぐ。

新条例の § 685(4)はまた合併の効力発生日以降について次のように規定している。

- 被合併会社に係る未解決の訴訟手続きは合併会社によって継続される。
- 被合併会社に係るいかなる判決、裁定、命令、審判も合併会社に対して効力を有する。
- 被合併会社によって締結されたいかなる契約も、契約において異なる定めがない限り、合併会社に対して効力を有する。

裁判所外合併に関するこれらの法務上の取扱いは、法の作用による包括承継であるユニバーサル・トランスファー（ある法的主体あるいは経済的単位に関するすべての資産、権利及び負債の引継ぎ）に類似すると思われる。ユニバーサル・トランスファーが完了すると、消滅事業体の資産は個別の契約や引渡し、更には新所有者の登録を経ることなく自動的に存続事業体に移転する。そのため、ユニバーサル・トランスファーは事業再構築のための効率的な手段である。ユニバーサル・トランスファーとの類似性を考慮すると、裁判所外合併についても同じことが言える。

### 不確実な香港税務上の取扱い

新条例の目的は事業再編コストを低減することにあるが、不確実な税務上の取扱いのために真に経済的な目的による合併でさえその目的は達成できないかもしれない。もし IRD が裁判所外合併を税務上資産の移転又は譲渡とみなした場合、香港事業所得税上の潜在的な問題がいくつか生じうる。例えば、以下のとおりである。

- 被合併会社は売買目的株式、無形資産、固定資産を時価で譲渡したものとされるかもしれない。その場合、みなし利益に対する課税、過去の控除／損金算入額の取戻し、差額賦課といったことが生じうる。
- 合併会社の減価償却計算において資産の取得価額として時価を用いることが出来るか。
- 合併会社に引き継がれた売掛金に関して個別引当金の設定や貸倒れが生じた場合、当該売掛金に係る収益が合併会社において課税されていないという理由でその損金算入が認められないかもしれない。
- 被合併会社の繰越欠損金が合併会社に引き継がれないかもしれない。
- アドバンス・ルーリングその他税務当局と合意された取決め（例えば、被合併会社に過去認め

られたオフショア所得申請など)が合併会社では認められないかもしれない。

- 被合併会社は清算申告書を提出する必要があるかもしれない。一方、合併会社において同じ所得に二度課税されないよう、合併年度において合併会社の計算書に含まれる被合併会社の収益費用を除外するために説明や複雑な調整が必要になる可能性がある。
- もし IRD がグループ内合併において香港株式や不動産の移転があったとみなした場合、印紙税が課されるかもしれない(但し、合併は印紙税法 § 45 によるグループ内免税規定の適用要件を満たす可能性が高く、結果として印紙税は免除されると考えられる)。
- 被合併会社において従業員の雇用終了があったとみなされるか不明であるため、被合併会社及び合併会社において雇用終了通知・雇用開始通知といった法令上の届出義務が生じるかどうか明らかでない。また、被合併会社の従業員に与える影響(給与所得税上の影響や登録済退職金制度における比例的便益への影響)も明らかではない。

裁判所外合併の税務上の取扱いが不確実であるため、合併を検討している納税者は潜在的税務リスクに対処するため IRD からアドバンス・ルーリングを取得することを推奨する。

## 非課税合併の論拠

税務上、裁判所外合併が資産の譲渡や売却ではないとみなされるのであれば、望まざる税務上の結果がもたらされることはないだろう。私どもは以下の理由によりこの結論は合理的であると考えます。

- **法律上、合併は譲渡ではない。**

上記のとおり、裁判所外合併の法律上の効果は譲渡契約というよりもユニバーサル・サクセッションと類似している。したがって、裁判所外合併は税務上譲渡として取り扱うべきではない。更に、新条例によると裁判所外合併に対価は存在せず、一社を除いてすべての被合併会社の株式は消却されるにも拘らず、被合併会社の資本金は合併によって合算される。これらの特徴は譲渡というよりも法の作用による引継ぎと整合している。

- **新条例は裁判所外合併が非課税であることを示唆している。**

新条例 § 685 によると、合併会社は各被合併会社に属するすべての資産、権利、負債及び義務を承継する。このような包括的な文言が用いられていることに鑑みると、裁判所外合併と同時に合併会社は自動的に各被合併会社の税務上の特性(税務上の資産簿価や繰越欠損金など)を引き継ぐことを暗黙の前提としているようである。

- **先例や類似法は裁判所外合併が非課税であることを裏付けている。**

過去ユニバーサル・サクセッションに関して納税者が IRD に税務上の取扱いの確認を求めた際、IRD は存続会社は IRO の適用上合併会社であるかのように取り扱われる(したがって非課税となる)という見解を示した。裁判所外合併は簡便で低コストな事業再構築の手法として導入されたものであるから、上記のような税務リスクがあるというのは道理に合わない。

## 合併後の租税回避その他の問題

IRO には合併に関する規定がないため、IRD との間で争いが生じる可能性がある。例えば、以下のような点が考えられる。

- **租税回避防止規定の適用**

香港の一般的租税回避防止規定である IRO § 61A によると、ある取引がそれを実行した者の税務上の利益を得ることを唯一の又は支配的な目的として行われた場合(当該者のみにより行われたか他の者と共同で行われたかを問わない)、IRD はその取引をなかったものとみなすかあるいは得られた税務上の利益を取り消すことができるとされている。ここにおいて「取引」とは取引、活動、仕組み(それが法律手続きによって実行可能かあるいは実行可能予定であるかを問わない)とされている。このように幅広く定義されているため、合併の唯一の又は支配的な目的が税務上の利益を得ることであると IRD が考えた場合に IRD が当該合併を否認する可能性が考えられる。例えば、合併会社が被合併会社から多額の繰越欠損金を引き継ぐような場合である。そのため、租税回避防止規定の適用リスクについて考慮し、真に商業的理由により合併が行われるということを立証できるようにしておくことが重要である。

- **意図の変更**

実際には譲渡や売却がない場合でも、合併によって資産保有の意図が短期保有から長期投資へと変化したと IRD が考えた場合には譲渡があったものとみなされる可能性がある。その場合、売買目的資産は時価で譲渡したものとされ、概念上の利益が *Sharkey v. Wernher* の原則に従っ

て課税されることになる (*Sharkey v. Wernher* とは納税者が売買目的株式を非事業用資産として分類した英国の古い判例である。裁判所は売買目的株式は税務上時価で売却されたものとみなした)。逆に、もし被合併会社が資産を長期投資目的で保有していた場合、IRD は合併会社に対し、被合併会社からの引継ぎ後に資産保有目的に変更 (長期投資から短期投資へ) がなかったかどうか質疑するかもしれない。

- **合併会社における利息の損金算入**

持株会社が子会社株式取得のために調達した資金に係る利息費用は持株会社の課税所得稼得のための生じたものではないため税務上損金算入できない。しかし、その後垂直型合併によって持株会社と子会社が合併したら、子会社の資産及び事業は合併会社の資産及び事業になるため、合併会社は支払利息を損金算入することができるかもしれない。

- **保有期間の長さ**

ある項目が資本的性質か収益的性質かを判断する場合 (例えば、株式や不動産の売却による利益)、保有期間の長さは常に重要な考慮要素である。仮に合併会社が被合併会社から引き継いだ資産を売却した場合、合併会社が認識した当該売却益の性質の判定において IRD が合併前における被合併会社の保有期間を考慮するかどうか定かではない。

## 外国の法務・税務問題

もし合併に香港外にある資産や外国法に基づく債務が含まれる場合、必然的に外国の法律問題が生じる。更にすべての被合併会社が香港会社であったとしても外国の税務問題が生じる可能性もある。例えば、被合併会社やその子会社が中国居住者企業の持分を保有している場合、合併によって当該中国居住者企業の持分の直接又は間接譲渡があったとみなされ、中国税務上の影響が生じる可能性がある。

このことを考慮すると、事業再編成の手法を決定するにあたっては商業上の理由、現地の税務上の影響、外国の法務・税務上の影響を検討することが重要である。裁判所外合併と通常の資産譲渡のメリット・デメリットを比較した要約表を本稿の別紙に掲載している。

## 最後に

新条例はグループ内再編の事業コストを低減する手法として裁判所外合併を導入した。しかしながら、税務上の取扱いに関しては不透明な点が多くあり、IRO 上の規定や IRD による解釈指針がないために望まざる税務上の問題が生じる可能性がある。それにより多大なコストが発生すれば、新条例が掲げる目的は阻害されてしまう。とはいえ、私どもは非課税合併を主張できる合理的な裏付けがあると考えている。この簡素化された合併を税金負担なしで行うことが出来れば、裁判所外合併はグループ内再編においてより一般的なものとなるだろう。

裁判所外合併の導入により裁判所許可を要する合併よりもグループ内再編にかかるコストと時間が節約されることを歓迎する。私どもは税務上の取扱いを明確化するために関連する税務指針の公表や IRO の改正を期待する。そしてそれらは上述した理由により非課税という結論であることを望みたい。



## 別紙

裁判所外合併はグループ内資産譲渡よりもよい事業再編手法と言えるか？

メリット	デメリット
(1) 裁判所外合併は税務上資産の譲渡又は売却ではなく、したがって事業所得税や印紙税の影響はないという議論は可能である。更に被合併会社の税務上の繰越欠損金は合併会社において使用可能である。	(1) 裁判所外合併は債務履行能力テストを要し（各被合併会社の取締役は各社の債務履行能力につき証明しなければならない）、株主の同意が必要である。株主の同意は通常の資産譲渡では一般的に要求されない。
(2) 法律文書が少なく済み、不動産移転に関して譲渡証書が不要となるなど法務コストを節約できる。	(2) 100%グループ内の会社にも適用される。一方、香港株式や不動産の通常の譲渡であれば、印紙税の免除規定（印紙税法 § 45）は関係会社の要件を満たせば適用できる。
(3) グループ企業を整理統合することにより事業効率性を高めることができる。	(3) 裁判所の手続きが不要であるとはいえ、少なくとも 6 週間かかる。
	(4) 合併会社が被合併会社のすべての資産負債（事業上のリスク・義務を含む）を引き継がなければならない。資産譲渡においては買い手は資産のみを取得することができる。

本 Tax Analysis はデロイト中国が中国大陸及び香港のクライアント及びスタッフ向けに作成している、一般的な参考目的のものであります。読者の皆様には、このニュースレターに含まれる情報に関して何らかの行動をとる前に、税務アドバイザーのアドバイスを受けることを提案いたします。本 Tax Analysis の内容に関する更なる情報、アドバイス或いはその他の税務問題に関する分析をご希望される場合、以下の担当者までご連絡ください。

#### 北京

吳嘉源

パートナー

TEL : +86 10 8520 7501

FAX : +86 10 8518 7501

E-mail : [kevnng@deloitte.com.cn](mailto:kevnng@deloitte.com.cn)

#### 香港特别行政区

展佩佩

パートナー

TEL : +852 2852 6440

FAX : +852 2520 6205

E-mail : [sachin@deloitte.com.hk](mailto:sachin@deloitte.com.hk)

#### 深圳

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 755 3353 8777

FAX : +86 755 8246 3222

E-mail : [contse@deloitte.com.cn](mailto:contse@deloitte.com.cn)

#### 重庆

龔兵

パートナー

TEL : +86 23 6310 6206

FAX : +86 23 6310 6170

E-mail : [clgong@deloitte.com.cn](mailto:clgong@deloitte.com.cn)

#### 济南

郭心潔

パートナー

TEL : +86 531 8518 1058

FAX : +86 531 8518 1068

E-mail : [eunicekuo@deloitte.com.cn](mailto:eunicekuo@deloitte.com.cn)

#### 苏州

許柯/梁晴

パートナー

TEL : +86 512 6289 1318/1328

FAX : +86 512 6762 3338

E-mail : [frakxu@deloitte.com.cn](mailto:frakxu@deloitte.com.cn)

E-mail : [mliang@deloitte.com.cn](mailto:mliang@deloitte.com.cn)

#### 大連

湯衛東

パートナー

TEL : +86 411 8371 2888

FAX : +86 411 8360 3297

E-mail : [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

#### マカオ特别行政区

馬健華

パートナー

TEL : +853 8898 8833

FAX : +853 2871 3033

E-mail : [quiva@deloitte.com.hk](mailto:quiva@deloitte.com.hk)

#### 天津

蘇国元

パートナー

TEL : +86 22 2320 6680

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : [jassu@deloitte.com.cn](mailto:jassu@deloitte.com.cn)

#### 広州

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 20 8396 9228

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : [contse@deloitte.com.cn](mailto:contse@deloitte.com.cn)

#### 南京

許柯

パートナー

TEL : +86 25 5791 5208

FAX : +86 25 8691 8776

E-mail : [frakxu@deloitte.com.cn](mailto:frakxu@deloitte.com.cn)

#### 武漢

祝維純

パートナー

TEL : +86 27 8526 6618

FAX : +86 27 8526 7032

E-mail : [juszhu@deloitte.com.cn](mailto:juszhu@deloitte.com.cn)

#### 杭州

盧強

パートナー

TEL : +86 571 2811 1901

FAX : +86 571 2811 1904

E-mail : [qilu@deloitte.com.cn](mailto:qilu@deloitte.com.cn)

#### 上海

郭心潔

パートナー

TEL : +86 21 6141 1308

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : [eunicekuo@deloitte.com.cn](mailto:eunicekuo@deloitte.com.cn)

#### 厦門

蔣琳琦

パートナー

TEL : +86 592 2107 298

FAX : +86 592 2107 259

E-mail : [lijiang@deloitte.com.cn](mailto:lijiang@deloitte.com.cn)

#### デロイト中国税務技術センターについて

デロイト中国の税務技術センター (National Technical Center : "NTC") は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国のNTCは、"Tax Analysis"、"Tax News"などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTCでは、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

#### 中国税務技術センター

E-mail : [ntc@deloitte.com.cn](mailto:ntc@deloitte.com.cn)

#### 華東区

許徳仁

全国リーダー及びパートナー

TEL : +86 21 6141 1498

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : [lkhaw@deloitte.com.cn](mailto:lkhaw@deloitte.com.cn)

#### 華北区

張捷

パートナー

TEL : +86 10 8520 7526

FAX : +86 10 8518 1326

E-mail : [angelazhang@deloitte.com.cn](mailto:angelazhang@deloitte.com.cn)

#### 華南区

殷国煒

パートナー

TEL : +852 2852 6538

FAX : +852 2520 6205

E-mail : [dyun@deloitte.com.hk](mailto:dyun@deloitte.com.hk)

日系企業担当者

上海

大久保 孝一  
パートナー  
TEL : +86 21 6141 1708  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : [kokubo@deloitte.com.cn](mailto:kokubo@deloitte.com.cn)

蘇州

滝川 祐介  
マネジャー  
TEL : + 86 512 6289 1298  
FAX : +86 512 6762 3338  
E-mail : [ytakikawa@deloitte.com.cn](mailto:ytakikawa@deloitte.com.cn)

大連

田中 昭仁  
シニアマネジャー  
TEL : +86 411 8371 2850  
FAX : +86 411 8360 3297  
E-mail : [atanaka@deloitte.com.cn](mailto:atanaka@deloitte.com.cn)

広州

瀧野 恭司  
シニアマネジャー  
TEL : +86 20 8396 9228  
FAX : +86 20 3888 0575  
E-mail : [ktakino@deloitte.com.cn](mailto:ktakino@deloitte.com.cn)

香港

松山 明広  
パートナー  
TEL : +852 2852 1287  
FAX : +852 2541 7392  
Email : [amatsuyama@deloitte.com.hk](mailto:amatsuyama@deloitte.com.hk)

香港

佐藤 康治  
シニアマネジャー  
TEL : +852 2852 6591  
FAX : +852 3691 8984  
Email : [kosato@deloitte.com.hk](mailto:kosato@deloitte.com.hk)

上海

板谷 圭一  
パートナー  
TEL : +86 21 6141 1368  
FAX : +86 21 6335 0199  
E-mail : [kitaya@deloitte.com.cn](mailto:kitaya@deloitte.com.cn)

北京

原井 武志  
パートナー  
TEL : +86 10 8520 7310  
FAX : +86 10 8518 1218  
E-mail : [takeharai@deloitte.com.cn](mailto:takeharai@deloitte.com.cn)

天津

濱中 愛  
マネジャー  
TEL : +86 22 2320 6820  
FAX : +86 22 2320 6699  
E-mail : [ahamanaka@deloitte.com.cn](mailto:ahamanaka@deloitte.com.cn)

深圳

大塚 武司  
マネジャー  
TEL : +86 755 3331 0976  
FAX : +86 755 8246 3186  
E-mail : [taotsuka@deloitte.com.cn](mailto:taotsuka@deloitte.com.cn)

香港

杉原 伸太郎  
シニアマネジャー  
TEL : +852 2852 6545  
FAX : +852 2542 4597  
Email : [ssugihara@deloitte.com.hk](mailto:ssugihara@deloitte.com.hk)

上海

上田 博規  
シニアマネジャー  
TEL : +86 21 6141 1701  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : [hueda@deloitte.com.cn](mailto:hueda@deloitte.com.cn)

北京

浦野 卓矢  
シニアマネジャー  
TEL : +86 10 8512 5524  
FAX : +86 10 8518 1218  
E-mail : [turano@deloitte.com.cn](mailto:turano@deloitte.com.cn)

天津

梨子本 暢貴  
シニアマネジャー  
TEL : +86 22 2320 6612  
FAX : +86 22 2320 6699  
E-mail : [nnashimoto@deloitte.com.cn](mailto:nnashimoto@deloitte.com.cn)

香港

中川 正行  
パートナー  
TEL : +852 2852 6592  
FAX : +852 2542 4597  
E-mail : [manakagawa@deloitte.com.hk](mailto:manakagawa@deloitte.com.hk)

香港

小川 康弘  
シニアマネジャー  
TEL : +852 2852 6446  
FAX : +852 2542 4597  
Email : [yaogawa@deloitte.com.hk](mailto:yaogawa@deloitte.com.hk)

#### デロイトについて

Deloitte（“デロイト”）は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社である **Deloitte Touche Tohmatsu Limited** 及びその 1 社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。**Deloitte Touche Tohmatsu Limited** 及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、[www.deloitte.com/cn/about](http://www.deloitte.com/cn/about) をご参照ください。

デロイトは各業種の上場及び未上場クライアントに対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。デロイトのメンバーファームのネットワークは世界 150 カ国に及び、世界一流のプロフェッショナルサービスの能力とローカルマーケットでの深い専門知識により、世界各地におけるクライアントのビジネスの成功をサポートしています。デロイトの 182,000 名のプロフェッショナルは優れた模範となるために努力しています。

#### デロイト大中華圏について

デロイトはリーディングプロフェッショナルサービスプロバイダーの一つであり、大中華圏において北京、香港特別行政区、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、ハルビン、新竹、濟単、高雄、マカオ特別行政区、単京、深圳、蘇州、台中、台単、天津、武漢及び厦門を含めて 21 都市に 13,500 名のスタッフを有し、現地の法規によりクライアントにサービスを提供しています。

#### デロイト中国について

中国では、**Deloitte Touche Tohmatsu**、**Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP** 及びその付属機構及び関連機構がサービスを提供しています。**Deloitte Touche Tohmatsu** も **Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP** も **Deloitte Touche Tohmatsu Limited** のメンバーファームです。

デロイトは最初 1917 年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの下、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。

デロイト中国は豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。また、香港においては、上場企業の約 3 分の 1 に対してサービスを提供しています。

本ニュースレターに含まれる情報は、一般的な情報です。したがって、**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**、**Deloitte Global Services Limited**、**Deloitte Global Services Holdings Limited**、**the Deloitte Touche Tohmatsu Verein**、及びいずれかのメンバーファーム或いは上述したその関連機構（総称して“デロイトネットワーク”）の提供する会計、税務、法律、投資、コンサルティング或いはその他の専門的な提案若しくはサービスを構成しません。本ニュースレターは、専門的な提案若しくはサービスの代替にはなりません。読者はこのニュースレターに含まれる情報を、自社の財務または自社の業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、専門家のアドバイスを受けることを提案いたします。デロイトネットワークに属する機構は、読者の本ニュースレターの使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。